

令和8年2月10日開催

保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会

委員長報告

令和8年3月定例会

委員長 松本 進

去る2月10日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「川口市高齢者総合福祉センターサンテピア及び川口市心身障害福祉センターわかゆり学園等の今後について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

生活介護きじばと及び就労継続支援きじばとの廃止に伴う転所調整については、事業所の見学及び実習を行い、生活介護は利用登録者26人のうち9人、就労継続支援は利用登録者19人のうち3人の転所先がそれぞれ決定したとのこと。今後の対応として、生活介護については、令和8年3月末までに全ての利用者の転所先が決定するよう、引き続き転所調整に取り組んでいくとのこと。また、就労継続支援については、転所調整が難航していることから、令和8年3月末までに全ての利用者の転所先の決定は困難であると見込まれるため、事業承継が可能な民間事業者を令和8年5月にプロポーザル方式で決定のうえ、令和9年4月以降に事業承継を行うこととし、それまでの間は、川口市社会福祉事業団による継続運営を行うとのこと。

川口市社会福祉事業団における給与改定については、給料表において、若年層への重点的な配分による引き上げや高年齢層の引き下げのほか、改定により給料月額が減額となる職員に対して、改定前の給料月額を保障する激変緩和措置などを行いつつ、総人件費の増加を抑制するとのこと。また、各種手当については、これまで一律に支給していた資格手当を職務の重要性を重視した支給体系とする一方で、特殊勤務手当及び待機手当を危険・困難・負担の多い業務に従事した際に支給する体系へと見直すほか、民間の水準を考慮した見直しを行うことなどにより、総人件費を削減するとのこと。さらに、退職金については、事業の段階的縮小による急な退職者の発生を防ぐため、早期退職よりも有利な条件での希望優遇退職制度導入の提案を継続していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、本事業団の給与改定にかかる総人件費の削減額について問われ、これに対して、給料表改定により5年間で昇給額が約1,600万円の抑制になることに加え、手当の見直しにより令和8年度は約267万円の削減が見込まれるとのことでありました。

このほか、生活介護きじばとにおいて、令和8年3月末までに利用者の転所先が決定しない場合の対応について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年11月に策定し、その後、保健所の設置に伴い平成30年12月に改定し運用してきたが、令和6年度、国及び県が、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画をそれぞれ改定したことから、本計画を改定するものであるとのこと。

主な改定内容は3点あり、1点目の時期区分の変更について、現計画では、未発生期、海外発生期、国内発生期、県内発生早期、県内感染拡大期、小康期の6つの段階に区分し、それぞれの段階に応じた対応方針を定めていたが、改定案では、準備期、初動期、対応期の3期に区分し、特に準備期の取り組みを充実させていくとのこと。

2点目の対策項目の充実について、現計画では、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び市内の経済活動の安定確保の7項目としていたが、水際対策やワクチンなどを加え、13項目に拡充し、新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を独立させ、計画に記載することで対策の充実を図っていくとのこと。

3点目の実効性の確保については、定期的に改定が検討される県行動計画の動向を踏まえ、本計画の改定についても必要な検討を行うことに加え、国や県をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施していくことで、実効性の確保に努めていくとのこと。

本計画公表までのスケジュールとしては、パブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年3月に改定し、同年4月に公表する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、本計画の改定に伴い意見聴取した関係機関について問われ、これに対して、学識経験者として、川口市医師会及び川口商工会議所による有識者からの意見を聴取したとのことでありました。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ反映した点について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「令和8年度国民健康保険税率等の改正について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

令和6年度から令和11年度までを計画期間とした「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」においては、令和12年度の保険税水準の県内統一に向け、令和8年度までに法定外一般会計繰入金の解消が求められているものの、令和8年度は約33億8,000万円、一人当たり3万2,715円の繰入額が必要になることから、改正を行うものであるとのこと。

改正案としては、合計で、所得割は1.61パーセントの増額により12.

86パーセントに、均等割は2万8,500円の増額により7万8,500円に、賦課限度額は子ども・子育て支援納付金分を除き3万円の増額により109万円となるとのこと。また、改正による保険税収入は、136億4,713万2,000円となり、歳入歳出差引額は1億3,179万2,000円の黒字になることから、法定外一般会計繰入金が見込まれる見込みであるとのこと。

収納率向上対策については、年7回の催告書発送のほか、多言語対応QRコードの活用による納付勧奨に加え、納税催告センターの電話による納付勧奨等の取り組みを実施しており、納付が困難な被保険者に対しては、丁寧な納税相談を行うことで、収納率の維持・向上に努めているとのこと。

今後のスケジュールとしては、国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえた本条例の改正案を議会に提出し、議決を経て、令和8年4月に施行する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、所得割及び均等割におけるこれまでの改正の経緯について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。